

■ R7 独自基準策定の支援 申請について Q&A

Q1	建築関係団体等とは	建築関係団体等とは、構成メンバーの要件等はあるのでしょうか？
A1		構成メンバーの要件等はありませんが、独自基準の策定にかかる活動をする民間事業者等を指します。
Q2	1自治体あたりの考え方	所管行政庁毎の申請でよいのでしょうか？
A2		都道府県や市町村毎の申請が可能です。
Q3	1自治体あたりの考え方	ひとつの独自基準について、複数団体が申請をしてもよいのでしょうか？
A3		申請は可能です。ひとつの独自基準策定に対して、原則独自基準あたり支援金額が上限300万円となります。（予算上限に達するなどお断りする場合がありますので予めご了承ください。） ※複数団体からの申請で合計が上限を超える場合は別途ご相談ください。
Q4	支援対象期間	過年度から活動は継続していますが、いつからの活動が支援対象に計上できるのでしょうか？
A4		申請書提出後の承認日から令和8年1月末日までの活動が支援対象です。 ※開始時期等、ご不明な点はお相談ください。
Q5	独自基準策定済みの申請支援対象	独自基準は策定済みですが、一部見直しや運用のための費用も支援対象となるのでしょうか？
A5		支援対象となります。 例) 策定済み独自基準の見直し検討会 審査ガイドラインや申請ガイドラインの作成 独自基準の説明会・勉強会 今年度の活動計画とあわせてこれまでの活動の経緯等が確認できる資料をご提出ください。
Q6	令和6年度に支援申請済	令和6年度に支援を受けたが、今年度も継続して活動をする場合、支援の申請は可能でしょうか？
A6		申請は可能です。策定活動の継続だけでなく、策定済み基準の運用や普及活動等も支援対象となります。
Q7	書式、見本	提出書類の見本はあるのでしょうか？
A7		様式とあわせて参考書式や作成例を用意しておりますので、ホームページからダウンロードしご利用ください。

■ R7 独自基準策定の支援 申請について Q&A

Q8	承認までにかかる日数	申請書を提出し承認通知をもらうまでにかかる日数はどれくらいでしょうか？
A8		ご提出可能な資料を送付いただけましたら、2～3日中にはご連絡させていただきます。活動開始までお急ぎの場合は、ご相談ください。
Q9	人件費	会議に参加いただいた方の人件費を含めてもよいのでしょうか？
A9		建築関係団体の人件費や講師の謝礼は計上可能です。 自治体の職員の人件費は含みません。
Q10	人件費	人件費は公共事業での人件費のように金額の規定などあるのでしょうか？ それとも、団体ごとの任意の金額でよいのでしょうか？
A10		任意の金額で結構ですが、算出根拠を確認いたしますので、団体の内規等あればご提出いただけます。
Q11	人件費	自治体職員の人件費や旅費も支援の対象になるのでしょうか？
A11		自治体職員の人件費や旅費は支援の対象に含まれません。
Q12	金額の変更	申請時の見積金額と報告時の金額は変わってもよいのでしょうか？
A12		金額変更は可能です。 減額変更の場合 →実績報告時に精査いたします。 増額変更の場合 →活動項目の追加等の希望も含め、わかり次第ご相談ください。 精査の上、業務請負契約を再度締結します。 ※予算によっては増額できない場合がありますのでご注意ください。
Q13	策定不要となった場合	承認後、活動途中に独自基準の策定は不要との判断に至った場合は支援金はもらえないのでしょうか？
A13		自治体と連携し前向きに策定に向かう活動が対象となります。 万が一策定不要となった場合は、ご連絡ください。 策定不要となるまでの活動内容を精査いたします。

■ R7 独自基準策定の支援 申請について Q&A

Q14	策定期間が来年度以降の場合	独自基準の策定が今年度末に間に合わず、来年度以降に持ち越しになる場合は取り下げになるのでしょうか？
A14		策定期間が来年度以降になった場合でも、今年度の期間内の活動費用は支援します。
Q15	提出資料について	見積書の根拠資料など別途必要な資料はありますか？
A15		ご提出いただいた資料を確認し、金額根拠資料など必要な場合は質疑でご対応いたします。
Q16	消費税の取り扱い	補助事業の場合消費税抜きの金額になりますが、今回の支援金の場合、消費税の取り扱いはどのようになるのでしょうか？
A16		補助事業ではなく、当協会と請負契約を締結していただくので、見積書の提示金額（税込金額）で契約します。 消費税対象項目については、申請時見積書や報告時精算書等の審査で貴団体の取り扱い通りに精査いたします。
Q17	外注費の取り扱いについて	ホームページデザインやリーフレット印刷など、外注費は支援対象となるのでしょうか？
A17		支援対象です。外注費用の見積書や請求書と領収書等の支払いの証明書をご提出ください。

■ 独自基準の適用について、他 Q&A

Q1	独自基準の適用	国土交通省告示第786号第2項の独自基準を所管行政庁が定めた場合、第1項の国が定めた基準に適合する必要がない、もしくは国が定めた基準を適用できなくなると考えてよいでしょうか？
A1		ご理解の通りです。 第2項の独自基準を作成されましたら、第1項の国が定めた基準への適用はできませんので不要です。その際に、部分的に第1項の要件を取り入れる（実質的に適用させる）などは、行政庁側にてご判断ください。
Q2	住宅ローン減税	気候風土適応住宅として外皮基準を除外とし、一次エネルギー基準に適合した上で省エネ基準に適合した場合も住宅ローン減税対象になるのでしょうか？
A2		気候風土適応住宅は令和7年4月以降も住宅ローン減税の対象ではありません。